

3回目

モデルナ製ワクチン

全対象者の接種間隔を6カ月に

市は速やかな3回目接種に向けて、国からのワクチン供給量や予約状況を踏まえ、モデルナ製ワクチンを活用し、64歳以下の人も接種間隔を2回目接種日から6カ月経過後に前倒しました(下表)。今後も2回目接種日に応じて予約を順次開始し、着実に接種を進めていきます。

☎ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 841・1221代
FAX 840・4496

予約受付開始日になったら電話またはインターネットで予約を

1 一般受付の医療機関・集団接種会場

予約サイト (右記コード) **24時間受付**

☎ <https://vaccines.sciseed.jp/hirakata-city>

システムメンテナンスのため利用できない時間帯があります
※詳細は予約サイトのトップページでお知らせします。

1・2回目接種(5歳~11歳の小児除く)は予約サイトで受け付けていないためコールセンターでご予約を。

予約・相談コールセンター

毎日午前9時~午後6時

フリーダイヤル

☎ **0120・885・755** 英語・中国語・韓国語にも対応

☎894・8031 (聴覚や発語に障害がある人専用)

2 一般受付をしていない医療機関には直接予約

対象はかかりつけの人のみ

前倒し後の3回目接種可能日

予約受付開始日は従来通りです。

対象者	従来 (広報2月号時点)	現行
(1) 医療従事者等 (2) 高齢者施設等の入所者および従事者・通所サービス事業所の利用者および従事者 (3) 病院および有床診療所の入院患者	2回目接種日から 6カ月経過後 ※接種体制が整った施設から順次実施	左記と同じ
上記以外の65歳以上の高齢者 (昭和32年4月1日以前に生まれた人)	2回目接種日から 6カ月経過後	
上記以外の満18歳~64歳の人	2回目接種日から 7カ月経過後	
		2回目接種日から 6カ月 経過後 (モデルナ製のみ) ※ファイザー製は7カ月経過後から変更なし

3回目接種 今後のスケジュール

接種間隔の前倒しにより、接種券を「2回目接種日から**約6カ月後**」に送付しています。

接種券発送日	対象者 (2回目接種日)	予約受付開始日
3月7日(月)	令和3年 9月3日~9日	3月15日(火)
3月14日(月)	9月10日~16日	3月23日(水)
3月18日(金)	9月17日~23日	3月29日(火)
3月28日(月)	9月24日~30日	4月5日(火)

※ 2回目接種日が令和3年9月2日以前の対象者には、2月28日までに接種券を順次発送します。発送日から1週間程度が経過しても接種券が届かない場合は、予約・相談コールセンター(☎0120・885・755)へお問い合わせを。

⚠ 国・府の方針などにより、予約受付開始日などの接種スケジュールが変更になる場合は市ホームページなどで随時お知らせします。

小児(5歳～11歳)の接種は3月11日から開始

国の承認により小児(5歳～11歳)も1・2回目の接種を受けられるようになりました。12歳以上のワクチンに比べ、有効成分は3分の1に。接種にあたっては、接種券に同封の案内や市ホームページなどを参照の上、ご検討ください。

▼使用ワクチン 小児用ファイザー製

▼回数 2回(3週間の間隔が必要)

▼接種券 3月2日に対象者へ発送(平成22年3月6日～29年3月4日生まれの人)。新たに5歳に達する人には誕生日の翌週月曜に発送

▼予約開始日 3月9日(基礎疾患のある人) 3月10日(それ以外の人)

▼接種開始日 3月11日

▼会場 一部の医療機関および集団接種会場

※予約方法は会場ごとに異なります。接種には保護者の同意と立ち合いが必要で、予約票内の「新型コロナワクチン接種希望書」の署名欄に保護者の署名がなければ接種を受けられません。なお、接種当日は接種券、本人確認書類に加え、可能な限り母子健康手帳を持参してください。



小児用 Q&A (厚生労働省リーフレットより)

Q: どのような人がワクチン接種の対象ですか?

A: 5歳から11歳の人です。特に慢性呼吸器疾患、先天性心疾患など重症化リスクの高い基礎疾患のある人には国が接種を勧めています。疑問や不安がある時は、あらかじめかかりつけ医などとよく相談してください。

Q: ワクチンの接種を受けた後は、どんな症状が出ますか?

A: 注射した部分の痛みが一番多く現れます。数日以内に起こることがある症状は以下の通りです。

症状が出た人の割合	症状
50%以上	注射した部分の痛み、 疲れた感じ
10～50%	頭痛、注射した部分の赤み・ はれ、筋肉痛、寒気
1～10%	下痢、発熱、関節痛、嘔吐

3月の集団接種会場(モデルナ製・小児用ファイザー製) 集団接種会場は3回目接種および小児1・2回目接種専用です。

会場	開催日	使用ワクチン
市民会館 本館1階	毎週水・木・土・日曜および21日(祝)	モデルナ製
枚方市医師会館 (禁野本町2-14-16)	5日(土)・6日(日)・12日(土)・13日(日)・ 19日(土)・20日(日)	
	26日(土)・27日(日)	小児用ファイザー製 ※5歳～11歳の1・2回目接種専用
津田生涯学習市民センター4階	5日(土)・6日(日)	モデルナ製

▶水・木曜 午後2時～6時 ▶土曜 午後1時30分～7時30分 ▶日曜、祝日 午前9時30分～正午、午後1時～4時
※最終受付時間は終了時間の30分前。今後の開催日時は、確定次第、市ホームページなどでお知らせします。会場へは公共交通機関でお越しください。

医療機関ごとに使用するワクチンが異なります

ワクチンは集団接種会場だけでなく、市内100以上の医療機関でも接種できます。医療機関によって使用するワクチンが異なります(ファイザー製、モデルナ製、小児用ファイザー製)ので、市ホームページまたは接種券に同封の「新型コロナワクチン接種予約のしおり」に掲載している接種医療機関一覧(右記コード)で必ず事前に確認の上、予約してください。なお、今後の供給状況により、各会場で取り扱うワクチンの種類が変更となる場合があります。



大阪府コロナワクチン接種センター(モデルナ製)

▶対象 2回目接種から6カ月以上経過している18歳以上の府民(市が送付した3回目用の接種券が必要)。

▶予約方法 インターネットのみ。詳細は府ホームページ参照。

会場名	(1)大阪府庁新別館南館接種センター 大阪府新別館南館 (大阪市中央区)	(2)大阪府庁新別館北館接種センター 大阪府新別館北館 (大阪市中央区)	(3)大阪府庁咲州接種センター 大阪府咲州庁舎 (大阪市住之江区)	(4)心斎橋接種センター 心斎橋SC(旧名称:大阪心斎橋8953ビル) (大阪市中央区)	(5)堺接種センター 法務省矯正研修所 大阪支所体育館 (堺市堺区)	(6)高槻接種センター 関西大学高槻 ミュージックキャンパス (高槻市)
予約枠公開日	毎週土曜正午		毎週火曜正午	毎週金曜正午	毎週木曜正午	

自衛隊大阪大規模接種センター(モデルナ製)

▶対象 2回目接種から6カ月以上経過している18歳以上の人(市が送付した3回目用の接種券が必要)。

▶予約方法 インターネットまたはLINE・電話(☎0120・296・567)。詳細は防衛省ホームページ参照。

会場名	(1)堺筋本町会場 八木ビル(大阪市中央区)	(2)北浜会場 日経今橋ビル(大阪市中央区)
予約枠公開日	毎週月曜午後6時	



まん延防止等重点措置が適用中 外出控え感染予防対策を

新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないことから、2月20日を期限としていたまん延防止等重点措置解除の目処が立っていません。現在、主流となっている変異ウイルス「オミクロン株」はデルタ株に比べて感染力が非常に強いと言われており、府は感染リスクが高い場所への外出自粛や会食時に留意すべき4ルールなどを府民へ要請しています。大勢で集まることは避け、マスク着用、手洗いの徹底など、引き続き1人1人ができる感染予防対策を行っていきましょう。

☎危機管理室 ☎841・1270、☎841・3092

感染していることが分かったら

保健所から資料を郵送

医療機関からの発生届が保健所に届き次第、自宅に郵送する資料を参考に自主的に療養、感染対策などをお願いします。なお、39歳以下の人には基本的に保健所からの電話連絡はありません。

療養支援の流れ

▶ウェブ入力をお願い

手続きをよりスムーズに進めるため、本人または家族が健康状態などのウェブ入力をお願いします（右記コード）。



▶療養期間

療養期間は発症日を0日とし10日間。症状により延長することがあります。療養期間中は毎日2回（朝・夕）体温を測定し、健康観察の報告をお願いします。報告は新型コロナ感染者等状況把握・管理システム（My HER-SYS）へ入力を。詳細は保健所から送付の資料および市ホームページ参照。



【体調急変時の連絡先】

症状が悪化した場合（息苦しさ・高熱・激しい咳など）やパルスオキシメーターで95%未満の場合は(1)または(2)へお電話を。

(1)市保健所 ☎807・7625

（土・日曜、祝日含む午前9時～午後5時30分）

(2)府自宅待機SOS ☎0570・055221（24時間）

※高熱や脱水と思われる場合は十分に水分補給し、症状が改善しなければ上記へ連絡を。

▶療養終了

保健所からの連絡はありません。下記を参考にご自身で判断をお願いします。

【療養解除の基準】

- ・**症状がある場合** 発症日から10日経過し、その間に症状が軽快（解熱剤を使用せずに、または飲み終わって解熱・咳・鼻水・のどの痛み・息苦しさなどが改善傾向）後72時間経過している。
- ・**無症状の場合** 検査を受けた日から7日間経過している。

感染したかな、と思ったら

かかりつけ医や
お近くの医療機関に
必ず
電話で相談

土・日曜、夜間で閉まっている
どこに聞けばいいかわからないときは…

新型コロナ受診相談センター （帰国者・接触者相談センター）

へ電話で相談

☎841・1326

（午前9時～午後5時30分）

☎050・3531・0271

（午後5時30分～翌日午前9時）

☎841・5711※

日常生活での感染予防法、
体調および健康に関する
一般的な相談は…

市電話相談窓口

☎841・1253

（平日午前9時～午後5時30分）

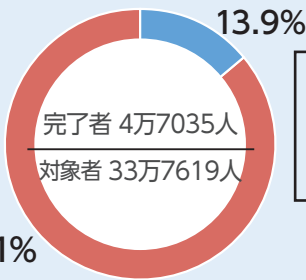
☎841・5711※

※ファクスは平日午後5時30分以降および
土・日曜、祝日受付分は翌日（平日）に回答。

ワクチンメーター (18歳以上の接種状況) 2月14日現在

3回目完了

■ 接種者
■ 未接種者



65歳以上の高齢者への接種率
完了者 3万6679人
対象者 11万3705人 =32.3%

最新のワクチンメーターはこちら



※接種対象者(満18歳以上)は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳に基づいた人口です。
※接種者は、国のワクチン接種記録システム(VRS)に記録された枚方市民で、国・府の大規模接種会場や職域接種の接種者も含まれます。

2月14日現在

市内の感染者状況等

感染者の累計

1万7508人

毎日約500人の新規感染者が確認されています。最新情報や感染者数グラフなどは市ホームページ(右記コード)で随時更新しています。



住民税非課税世帯等へ10万円

新型コロナウイルス感染症の影響をうけた住民税非課税世帯等へ1世帯10万円を給付。(1)住民税非課税世帯 対象世帯に1月31日から順次確認書を発送しています。内容を確認の上、同封の返信用封筒で返送してください。5月6日必着。なお、昨年1月2日以降に転入された場合など、市が把握できていない世帯は申請が必要です。(2)家計急変世帯 申請時点で住民登録がある市区町村へ申請が必要です。詳細は市ホームページ参照。

☎福祉事務所(健康福祉総合相談担当)
☎841・1153、☎841・5711

(提出先)

枚方市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口
(〒573-0032岡東町12-1ひらかたサンプラザ1号館6階602号室)

※密を避けるため原則郵送でご提出を。申請書はいずれも9月30日必着。

《問い合わせ》

枚方市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120・722・101 受付時間 午前9時～午後8時
(土・日曜、祝日除く)

子育て世帯への臨時特別給付金

国施策

お忘れなく！申請が必要な人は3月31日まで

高校生年齢(平成15年4月2日～18年4月1日生まれで未婚の人。就学問わず)の児童のみを養育する世帯や公務員などは3月31日までに申請が必要です。申請が不要な人には支給済み。詳細は市ホームページ参照。

市独自施策

所得制限を撤廃

所得制限限度額(右表)以上のため国施策分の給付金を受け取れない人に児童1人あたり10万円を支給。申請不要の人は2月末頃、その他の人は原則認定月の翌月末に支給。▶対象 昨年9月30日(新生児は誕生日)および申請日時点(申請不要な人は2月2日時点)で本市に居住し、かつ平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育している(1)～(3)のいずれかに該当する人。

(1)令和3年9月分の特例給付(児童1人あたり月額5000円支給されるもの)を受給した人。

(2)高校生年齢の児童のみを養育する所得制限限度額(右表)以上の人。

(3)令和3年9月1日～4年3月31日に生まれた新生児を養育し特例給付を受給する人。▶申請 公務員以外の(1)(3)申請不要(特例給付支給対象児童に高校生年齢の兄弟がい

る場合は当該兄弟分も支給)。(2)および公務員は申請書(電話などで請求または市ホームページから取り出し可)を子育て世帯への臨時特別給付金担当へ郵送または市ホームページの専用サイトから申請。窓口可。3月31日必着。詳細は市ホームページ参照。

離婚などで国の給付金を受給できない人へ

昨年9月以降に離婚や家庭内暴力(DV)等で(元)配偶者等と別居し、現に児童を養育しているにもかかわらず国施策の給付金を受け取れない人を対象に、国または市独自施策で給付金を支給予定。詳細は市ホームページでお知らせ予定。

▼所得制限限度額(令和3年度所得)

扶養親族等の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

※以下1人増すごとに38万円ずつ加算。扶養親族等に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合はその1人につき6万円がこの限度額に加算されます。収入額の目安は給与収入のみで計算。

☎子育て世帯への臨時特別給付金担当☎841・1419、☎841・3039